

会員規約
 新旧比較表

現 行 規 約（※統合・移動した条文は移動先に表示しております。）	新 規 約（※傍線部分は改正部分です。）
会 員 規 約	会 員 規 約
（定義） 第 1 条 本規約によって定める条項は「スポーツクラブN A S」として運営するスポーツクラブ、各種スポーツスクール（スイム、テニス、ゴルフ、サッカー等）およびそれに派生する運営媒体（以下総称して「本クラブ」という）の利用に関し適用されるものとします。 ＜新第 1 条第 1 項へ統合：参照＞ （運営） 第 3 条 本クラブの運営・管理は東京都江東区有明 3-7-18 有明セントラルタワー8 階、スポーツクラブN A S株式会社（略称N A S、以下「会社」という）にあたります。	（総則） 第 1 条 1．本規約は、<u>スポーツクラブN A S株式会社（所在地：東京都江東区有明 3－7－1 8 有明セントラルタワー 8階、以下「会社」といいます。）</u>が運営するスポーツクラブ、各種スクール（スイム、テニス、ゴルフ、サッカー等）およびそれに派生する運営媒体（以下総称して「本クラブ」といいます。）<u>または本クラブが提供するサービスにおいて適用されるものとします。</u> 2．本規約は、<u>本クラブを利用する者（以下「施設利用者」といいます。）</u>が、本クラブへ入会または本クラブを利用する上で守るべき定めであり、その効力は全ての施設利用者に及ぶものとします。
（目的） 第 2 条 本クラブはスポーツを通じて会員の健康維持推進・技術向上・会員相互の親睦を図るとともに、豊かな実りある余暇を楽しみながら地域社会における健康で明るいコミュニティづくりに寄与することを目的とします。	（目的） 第 2 条 本クラブは、<u>スポーツを通じた施設利用者の健康維持推進および技術向上等のため、施設とサービスを施設利用者に提供する</u>ことを目的とします。
（運営） 第 3 条	削除 ※新第 1 条第 1 項へ統合。
（会員制度） 第 4 条 1．本クラブは会員制とします。 2．本クラブに入会される方は、本規約を承諾し、会社所定の入会申込書を提出しなければなりません。 3．本クラブに入会される法人については、本規約を承諾するとともに別途「法人会員加入契約書」の提出をしなければなりません。 4．クラブの会員の種類、利用条件、および特典等は別に定めます。ただし、必要に応じて新規に会員の種類を設定、または廃止することがあります。	（会員制） 第 3 条 1．本クラブは会員制とし、<u>会員とは次条に定める入会資格を満たし、次項の諸手続きを完了することで、本クラブの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を会社と交わした個人または法人をいいます。</u> 2．本クラブに入会される<u>個人または法人（以下「入会申込者」といいます。）</u>は、本規約を承諾し、会社所定の入会申込書、<u>契約書、誓約書、同意書その他各種申請書等（以下「入会申込書等」といいます。）</u>に正確な情報を記載し、提出しなければなりません。<u>なお、本クラブで必要と判断した場合、本クラブは、入会申込者に対し、医師による診断書および施設利用に関する誓約書の提出を求めることができるものとします。</u> 3．<u>本クラブの会員の種類（利用条件および特典等を含み、以下「会員種別」といいます。）</u>は別に定めます。<u>なお、本クラブは、必要に応じて会員種別を新規に設定、変更または廃止することができます。</u> 4．<u>本クラブは、その裁量により、入会の申込みについて承認することまたは承認しないことができるものとします。</u>

(入会資格) 第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は本クラブの会員になることは出来ません。 ①本規約及び本クラブの諸規則を遵守できない者 ②本申込を行なう者が記載した会員と相違ないことを確認できない者 ③刺青をしている者 ④暴力団関係者と会社が判断した者 ⑤医師等により運動を禁じられている者 ⑥伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者 ⑦会社が会員としてふさわしくないと判断した者 ⑧未成年者。但し、親権者が連署した同意書がある場合はその限りではありません。 ⑨会員資格喪失の履歴のある者（但し、会費または受講料未納退会者が未納金額を支払った場合を除く）	(入会資格) 第 4 条 <u>本クラブは、会員が自己管理のもとで施設を利用できることを前提とし、本クラブ、本クラブのスタッフおよび他の施設利用者に対し信義に従い誠実に行動することを入会の条件とします。なお、次の各号のいずれかに該当する方は本クラブの会員になることができません。</u> ①本規約、本クラブの諸規則および注意事項等（以下「本規約等」といいます。）を遵守できない方 ②社会的信用のある書面等により本人であることの確認ができない方 ③刺青（タトゥーまたは刺青との判別が困難なペインティング等の擬似刺青を含みます。）をしている方 ④暴力団関係者を始めとする反社会的勢力に該当すると会社が判断した方 ⑤健康状態に異常があり、医師等により運動を禁じられている方 ⑥伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している方 ⑦未成年の方（但し、第 5 条の場合を除きます。） ⑧本クラブにおいて過去に除名等の理由により会員資格を喪失した方 ⑨公序良俗に反する行為等により、公的、私的を問わずスポーツクラブ等の会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのある方 ⑩会社が発行する施設利用券による利用者等、会員とならずに本クラブを利用した方で、公序良俗に反する行為等により、過去に会社より利用禁止を宣告された方または会社が利用禁止の判断をした方 ⑪その他本クラブが会員としてふさわしくないと判断した方
新設	<u>(未成年者の取扱い)</u> 第 5 条 1. 未成年者が会員となる場合において、その未成年者が 1 8 歳以上であるときは、所定の書類に本人とその親権者が連署しなければならないものとし、この場合、当該親権者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。 2. 未成年者が会員となる場合において、その未成年者が 1 8 歳未満であるときは、本人が会員として本クラブを利用し、その親権者が本契約の契約者として一切の義務を履行するものとします。 なお、当該未成年者とその親権者はそれぞれが本規約に基づく責任を負うものとします。
新設	<u>(会員の権利および義務)</u> 第 6 条 1. 会員は、本規約等および会員種別の性質に従い、本クラブおよび付随するサービスを利用することができま す。 2. 本クラブは、前項で規定する権利を除き、会員に対して、本クラブ等その他の財産にかかる所有権、賃借権を 含む一切の権利を認めるものではありません。 3. 会員は、本規約等を遵守し、これらに定める義務を履行することによって会員の資格を維持できるものと します。

(会員証) 第6条 1. 本クラブは、会員に対し一部の法人会員を除き会員証を交付します。 2. 会員証は、一部の法人会員を除き記名式とします。 3. 会員証は、本人もしくは利用権限を有する者のみで使用し、他の者が使用することはできません。 4. 会員は本クラブ利用に際し、会員証を提示しなければなりません。 5. 法人会員にあっては、本クラブ利用に際し、別途締結した法人会員加入契約書に定められた利用資格を証する証明書を提示しなければなりません。 6. 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに本クラブで再発行の手続きをとらなければなりません。（有料）	(会員証) 第7条 1. 本クラブは、会員に対し会員証を交付します。<u>（一部の会員を除きます。）</u> 2. 会員証は、記名式とし、<u>会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示しなければなりません。（一部の会員を除きます。）</u> 3. <u>法人契約による会員（以下「法人会員」といいます。）</u>にあっては、本クラブ<u>の</u>利用に際し、別途締結した法人会員加入契約書に定められた<u>施設利用資格を有する者が、その資格を証する</u>証明書を提示しなければなりません。 4. 会員証は、本人<u>または施設利用資格</u>を有する者のみで使用<u>できるもの</u>とし、<u>第三者に譲渡、貸与</u>することはできません。 5. 会員は、会員証を紛失<u>または破損</u>した場合、速やかに本クラブで再発行の手続きをとらなければなりません。<u>なお、再発行は有料となります。</u>
<新第8条へ移行：参照> (入会金、年登録料、会費または受講料及び利用料) 第18条 1. 入会金および年登録料は、会社が別に定める金額とし、入会時または更新時にこれを支払わなければなりません。入会金および年登録料の有効期間は退会時までとし、理由の如何を問わずこれを返還しません。 2. 会員は、会社が別に定める金額の会費または受講料（休会・休室料を含む）を、会社所定の方法で支払うものとし、既納の会費または受講料は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。 3. 利用の有無にかかわらず、退会月までは会費または受講料、年登録料、休会または休室料等の会費を支払わなければなりません。 4. 会社は、会員が本クラブを利用することにあたり、利用の都度別に定める金額の支払いを求めることができます。 5. 休業（第23条）及び施設の閉鎖（第24条）が連続7日間（但し、休館日を除く）を超える場合には当該会費を返還します。	(会費等) 第8条 1. 会員は、本クラブへの入会にあたり、本クラブが別で定める入会金、年登録料およびそれにかかる事務手数料を支払うものとします。 2. <u>会員は、本クラブの利用にあたり、本クラブが別で定める月会費または受講料（以下「月会費等」といいます。）を支払うものとします。</u> <u>なお、会員は、会員資格を有する限り、現に本クラブを利用しない場合も月会費等の支払義務を負うものとします。</u> 3. 本クラブが別で定める契約ロッカー等の月額利用料金（以下「各種利用料」といいます。）は月会費等に含まれず、別途支払うものとし、月会費等と同様、契約ロッカー等の利用契約を会社と交わした会員は、<u>利用資格を有する限り、現に本クラブを利用しない場合も各種利用料の支払義務を負うものとします。</u> 4. <u>会員は、入会金、年登録料、事務手数料、月会費等、各種利用料、第29条に定める休会料（以下合わせて「会費等」といいます。）を、本クラブが別に定める納入期日までに、会社所定の方法で支払うものとします。</u> 5. <u>会費等について、本クラブは、理由の如何を問わず返還しないものとします。</u> <u>但し、第26条および第27条に定める営業の休止が当月内で定休日を除いて連続7日間を超える場合については、月会費等および各種利用料の全部または一部を返還します。</u> 6. <u>本クラブが別で定める有料レッスン、イベント等の参加費、レンタル品の利用料等（以下、「参加費等」といいます。）は月会費等に含まれないものとし、参加または利用を希望する会員はその都度、参加費等を支払うものとします。</u>

<新第 9 条へ移行：参照> （入会金、年登録料、会費または受講料および利用料等の改定） 第 1 9 条 1． 会社は、別に定める入会金・年登録料・会費または受講料・利用料等の改定を行うことができます。この場合、入会金及び年登録料については、新たに入会する会員の方および更新時から適用します。 2． 前項の改定を行なう場合、会社は 1 ヶ月前までに会員に告知するものとします。	（<u>会費等の改定</u>） 第 9 条 1． <u>本クラブは、経済事情等を鑑み、会費等の改定を行うことができます。なお、この改定は、改定した日から将来に向かって適用するものとします。</u> 2． 前項の<u>会費等の改定</u>を行う場合、<u>本クラブは、本クラブの会員に対し、当該改定の 1 ヶ月前までに、書面によって通知するものとします。</u>
<新第 1 0 条へ移行：参照> （退会） 第 1 1 条 ※退会に関する第 1 項～第 3 項は新第 3 0 条にて 4． 会員が自己都合により会費または受講料（休会・休室中も含む）を 3 ヶ月間（但し、スクール会員は 2 ヶ月間）以上滞納した場合は、退会扱いとします。また滞納分については全額現金または会社が指定した方法で支払わなくてはなりません。 5． 会員が会費または受講料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、会員は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年 1 4. 5 %の割合で計算される金額を延滞利息として、会費または受講料その他の債務と一括して、会社が指定する方法で支払いを求めることがあります。その際の必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。 ※会員証の返却に関する第 6 項は新第 2 1 条第 2 項にて	（<u>会費等の滞納</u>） 第 1 0 条 1． <u>会員が、会費等の支払いを滞納した場合は、本クラブは、当該会員を当該滞納と同時に、当然に会員資格停止処分とするものとします。</u> 2． <u>前項の場合、会員が滞納した会費等につきその全額を現金または本クラブが指定した方法でただちに支払わない限り、本クラブは会員資格停止処分を取り消すことはありません。</u> <u>なお、本クラブは、会員が滞納した会費等については、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年 1 4. 5 %の割合で計算される延滞利息を付することができるものとし、会費等と一括して本クラブが指定する方法で支払いを求めることがあります。その際の必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。</u> 3． <u>第 1 項により資格停止となった会員が、その後、滞納した会費等を支払うことなく、以下のいずれかに該当するに至ったと同時に、第 2 0 条の定めにかかわらず、本クラブは、当該会員を当然に除名するものとします。</u> ①<u>会費等を累積して 2 ヶ月分延滞したとき。</u> ②<u>会費等を 1 ヶ月分滞納している場合であって、本クラブが相当な期間を設け、当該会費等の支払いを 2 回以上書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払われなかったとき。</u>
（<u>諸規定の遵守</u>） 第 7 条	<u>削除</u> ※新第 1 5 条へ移行。
（<u>入場の禁止及び退場</u>） 第 8 条	<u>削除</u> ※新第 1 7 条へ移行。
<新第 1 1 条へ移行：参照> （諸手続き） 第 1 4 条 1． 会員が入会申込書に記載した内容に変更があった時は、速やかに変更手続きをしなければなりません。 2． 会社より会員に通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所あてに行うものとし、会員から届け出のあった最新の住所あてに通知が発信されたときは、通知未達等発信後の責を負いません。	（<u>届出義務</u>） 第 1 1 条 1． 会員は、本クラブに提出した<u>入会申込書等の書類に記載した氏名、住所、電話番号等の情報（以下「会員情報」といいます。）に変更があった場合には、本クラブに対し、速やかに変更を申し出るとともに、本クラブ所定の方法により変更の手続きを行わなければなりません。</u> 2． <u>本クラブが会員に対し、本契約に関する通知をする場合は、会員から提出された最新の会員情報をもとに発信するものとし、発信された時点において会員情報が最新のものでなかったことで生ずる会員または第三者の損害について、会社および本クラブはその責を負わないものとします。</u>

(会員種別の変更) 第 9 条 1. 会員本人の都合による会員種別の変更を会社が認めた場合、事前に会社が別に定めた期日までに、会社所定の書面により手続きを行ったうえで、会員種別の変更ができます。会員種別の変更の料金は別に定めます。 2. キャンペーンでの入会は、1 3 条に定める制限を受けるものとします。	(会員種別の変更) 第 1 2 条 1. 会員は、会員種別を翌月から変更する場合は、本クラブが別に定めた期日までに<u>その旨を本クラブに申し出るとともに、本クラブ所定の手続きを行わなければなりません。なお、会員種別の変更にかかる手数料は別に定めます。</u> 2. 前項の場合、本クラブが別に定めた期日を過ぎてから申し出たときは、その変更は翌々月からの変更となるものとし、これにつき会員は異議を申し立てないものとします。 3. <u>第 3 1 条に規定するキャンペーンにおいて入会した会員は、会員種別の変更につき、同条第 2 項および第 3 項に定める制限を受けるものとします。</u>
(休会・休室および復帰) 第 1 0 条	削除 ※新第 2 9 条へ移行。
(退会) 第 1 1 条	削除 ※新第 3 0 条へ移行。
(移籍) 第 1 2 条 転勤、その他の事由で本クラブより他の N A S クラブに移籍することを会社が認めた場合、事前に所定の手続きを行ったうえで移籍できるものとします。移籍の料金は別に定めます。	(移籍) 第 1 3 条 <u>会員は、転勤その他の事由により、会社が運営する他のスポーツクラブに移籍することを希望する場合、本クラブが別に定めた期日までにその旨を本クラブに申し出るとともに、本クラブ所定の手続きを行うものとします。なお、移籍にかかる手数料は別に定めます。</u>
<新第 1 4 条へ移行：参照> (会員以外の施設の利用) 第 2 2 条 会社は原則として会員が同伴した会員以外の者（以下「ビジター」という）に次の条件で本クラブの施設を利用させることができます。ただし、会社が特に必要と認めた場合、同伴ビジター以外のビジターの利用を認めることがあります。 ①ビジターの施設利用の範囲は、同伴した会員に準じるものとし、同伴ビジター以外のビジターは別に定めた規則によるものとします。ただし、会社が必要と認めた場合には、利用を制限することがあります。 ②会社は、ビジターが本クラブを利用するに際し、会社が別に定める利用料の支払いを求めることができます。	(会員以外の施設の利用) 第 1 4 条 1. <u>本クラブは、会員が同伴する会員以外の者および本クラブが適当と認めた会員以外の者（以下「ビジター」といいます。）に、施設を利用させることができるものとします。</u> 2. <u>本クラブは、ビジターに対し、本規約に規定する会員の義務、禁止事項、損害賠償等の各条項を適用できるものとします。</u> 3. <u>本クラブは、ビジターが本クラブを利用するに際し、本クラブが別に定める料金の支払いを求めることができるものとします。</u> 4. <u>会員が同伴する会員以外の者（以下「同伴ビジター」といいます。）の本クラブの利用条件は、同伴する会員のそれに準ずるものとします。</u> 5. <u>会員が同伴ビジターとともに本クラブを利用する場合、その同伴ビジターが他の会員または第三者、本クラブのスタッフ、施設または設備もしくは備品（以下、「施設等」といいます。）に対し損害を与えたときは、当該会員が連帯して賠償の責を負うものとします。</u>
(キャンペーンでの入会の注意点) 第 1 3 条	削除 ※新第 3 1 条へ移行。
(諸手続き) 第 1 4 条	削除 ※新第 1 1 条へ移行。

＜新第 1 5 条へ移行：参照＞ （諸規定の遵守） 第 7 条 1．会員は本規約（第 2 9 条により改正されたものを含む）、会則利用上の規則、注意事項を守らなければなりません。 2．施設の具体的利用にあたっては、会社の指示に従わなければなりません。 3．スクール会員に関しては、会社が指定したユニホームならびに携帯品を着用もしくは使用をしなければなりません。ユニホームならびに携帯品の指定のない場合は、その限りではありません。	（本規約等の遵守） 第 1 5 条 1．会員は、本規約等、<u>その他会社または本クラブが定める事項を遵守</u>しなければなりません。 2．<u>会員は、本クラブの具体的な利用にあたり、本クラブのスタッフの指示に従わなければなりません。</u> 3．<u>各種スクールの会員（以下「スクール会員」といいます。）</u>に関しては、<u>本クラブが指定するユニフォームを着用し、本クラブが指定する携帯品を使用しなければなりません。</u><u>但し、ユニフォームや携帯品の指定がない場合はその限りではありません。</u>
＜新第 1 6 条へ移行：参照＞ （禁止事項） 第 2 6 条 本クラブの施設内およびその付近でビラ等の配布、はり紙等の掲示、署名活動その他これに準ずる行為（インターネット等の手段を用いて行うものを含む）を行うこと、および、本クラブの施設の内外を問わず、本クラブに関する事項についてビラ等の配布、はり紙等の掲示、署名活動その他これに準ずる行為（インターネット等の手段を用いて行うものを含む）を行うこと	（禁止事項） 第 1 6 条 <u>会員は、本クラブの施設内または本クラブの施設周辺において、次の行為をしてはいけません。</u> <u>①本クラブの施設利用者、本クラブのスタッフ、本クラブまたは会社を誹謗・中傷する行為</u> <u>②施設利用者または本クラブのスタッフに対する以下の迷惑行為</u> <u>（ア）殴打、身体を強く押す、強く掴む等の暴力行為</u> <u>（イ）物を投げる、壊す、叩く等の危険行為</u> <u>（ウ）奇声をあげる、大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為</u> <u>（エ）待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要等のストーカー行為</u> <u>（オ）正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で拘束する行為</u> <u>③盗撮、盗聴、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為</u> <u>④刃物等の危険物を館内に持ち込む行為</u> <u>⑤飲酒をしてからの施設の利用</u> <u>⑥本クラブの施設等を故意に長時間独占する行為</u> <u>⑦本クラブの施設等を破壊、損傷、乱暴に扱う等の行為</u> <u>⑧本クラブの器具、その他の備品の持ち出し行為</u> <u>⑨本クラブの許可なく施設内において撮影をする行為</u> <u>⑩本クラブの許可なくインターネット上で本クラブにおける情報を公開する行為</u> <u>⑪物品販売等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借等の行為</u> <u>⑫ビラ等の配布、はり紙等の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為</u> <u>⑬社会通念上または信義則上、不当または過度な要求行為</u> <u>⑭その他本クラブの秩序を乱す行為</u>

<新第17条へ移行：参照> （入場の禁止及び退場） 第8条 本クラブは、以下の各項に該当する方の入場を禁止または退場を命じることができます。 ①本規約及び本クラブの諸規則を遵守しない者 ②刺青のある者および刺青との判別が困難なペインティング等の擬似刺青を施している者 ③暴力団関係者と会社が判断した者 ④医師等により運動を禁じられている者 ⑤伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者 ⑥飲酒等により正常の施設利用ができないと認められた者 ⑦会社が会員としてふさわしくないと判断した者	（入場の禁止および退場） 第17条 本クラブは、<u>会員が以下の各号に該当した場合、施設への入場の禁止または退場を命じることができます。</u> ①<u>本規約等を遵守しないとき。</u> ②<u>第4条に規定する入会資格を満たさないことが判明したとき。</u> ③<u>第16条に規定する禁止行為があったとき。</u> ④<u>飲酒等により正常に本クラブの施設を利用することが困難であると本クラブが判断したとき。</u> ⑤<u>負傷、発病等で施設の利用が困難であると本クラブが判断した場合で、回復等によりその原因が止んだことを証する医師の診断書および会社所定の誓約書の提出を本クラブが求めたにもかかわらず、これを提出しないとき。</u> ⑥<u>その他本クラブの施設を利用することが困難であると本クラブが判断したとき。</u>
<新第18条・第19条に分割し移行：参照> （会員資格の停止および除名） 第15条 1. 会社は、会員が次ぎの各号の一に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、または当該会員を本クラブから除名することができます。 ①第7条第1項に違反したとき ②会員及び従業員に対するストーキング行為、セクシャルハラスメント及び本クラブ内における宗教活動、営業行為、その他本クラブの目的に反する行為により、本クラブ秩序を乱し、または本クラブの名誉・品位を著しく傷つけたとき ③規約その他会社の定めた諸規則に違反したとき ④会費または受講料その他の債務を滞納し、会社からの催告に応じないとき ⑤入会に際して会社に虚偽の申告をした、又は第5条に違反していることを故意に申告しなかったと判明したとき ⑥本クラブの施設・什器を故意または重過失により破損したとき ⑦その他、会員としてふさわしくない言動があったと会社が認めたとき 2. 前項による会員資格停止中の会員又は本クラブから除名された会員は、本クラブの施設を使用することが出来ません。	（報告義務および会員資格の一時停止） 第18条 1. <u>会員は、以下の各号に該当した場合、本クラブを利用する前に本クラブにその旨を速やかに報告しなければなりません。</u> ①<u>妊娠していることが判明したとき。</u> ②<u>怪我または疾病により医師から運動、入浴等を禁じられたとき。</u> ③<u>その他正常な施設利用ができないことが判明したとき。</u> 2. <u>本クラブは、前項各号の報告を受けた場合、当該会員の会員資格を一時的に停止することができます。</u> 3. <u>第1項各号の報告により会員資格の一時停止を受けた会員が、運動および正常な施設利用が可能であることを証する医師の診断書等を持参し、会社所定の同意書等に署名しない限り、本クラブは、当該会員資格の一時停止を解除しないものとします。</u> 4. <u>会員が、第1項各号の報告を怠りまたはその事由を隠匿して本クラブを利用した場合、それに起因して会員本人または第三者に生じた損害について、本クラブは一切責任を負わないものとします。</u> 5. <u>第1項各号の事由により、または会員による第1項各号の報告もしくは第3項の会員の対応の遅延により、当該会員が本クラブを利用できなかったとしても、当該会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。</u>

＜新第18条・第19条に分割し移行：参照＞

（会員資格の停止および除名）

第15条

1. 会社は、会員が下記の各号の一に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、または当該会員を本クラブから除名することができます。
- ①第7条第1項に違反したとき
 - ②会員及び従業員に対するストーキング行為、セクシャルハラスメント及び本クラブ内における宗教活動、営業行為、その他本クラブの目的に反する行為により、本クラブ秩序を乱し、または本クラブの名誉・品位を著しく傷つけたとき
 - ③規約その他会社の定めた諸規則に違反したとき
 - ④会費または受講料その他の債務を滞納し、会社からの催告に応じないとき
 - ⑤入会に際して会社に虚偽の申告をした、又は第5条に違反していることを故意に申告しなかったと判明したとき
 - ⑥本クラブの施設・什器を故意または重過失により破損したとき
 - ⑦その他、会員としてふさわしくない言動があったと会社が認めたとき
2. 前項による会員資格停止中の会員又は本クラブから除名された会員は、本クラブの施設を使用することが出来ません。

（会員資格の強制停止）

第19条

1. 本クラブは、会員が以下の各号に該当した場合、会員資格の全部を停止するものとします。
- ①第10条第1項に該当したとき。
 - ②本クラブを利用中に意識喪失等を発症したとき。
 - ③医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
 - ④その他正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。
2. 前項第2号乃至第4号により会員資格を停止した場合、当該会員が、運動および正常な施設利用が可能であることを証する医師の診断書等を持参し、会社所定の誓約書に署名しない限り、本クラブは当該会員の資格停止を解除しないものとします。
3. 本クラブは、会員資格を停止されている会員について、その停止の原因が解消されたと判断した場合、当該会員の会員資格の停止を解除することができるものとします。
4. 会員が第1項第3号または第4号により会員資格停止となった場合で、改善する見込みがないと本クラブが判断したとき、本クラブは当該会員につき、本クラブを退会させることができるものとします。
5. 本クラブは、会員が正常に施設を利用することが困難であると合理的に判断した場合で、当該会員が自主的に退会または休会等の手続きをすることができない状況であると判断したときには、第1項第4号に基づき会員資格を停止するとともに、当該会員の承諾なくして、当該会員が予め提出した緊急連絡先にその旨を連絡することができるものとします。
6. 第1項第2号乃至第4号の事由による会員資格の停止により、または第2項の会員の対応の遅延により、当該会員が本クラブを利用できなかったとしても、当該会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。

(会員資格の停止および除名) 第 1 5 条 1. 会社は、会員が次ぎの各号の一に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、または当該会員を本クラブから除名することができます。 ①第 7 条第 1 項に違反したとき ②会員及び従業員に対するストーキング行為、セクシャルハラスメント及び本クラブ内における宗教活動、営業行為、その他本クラブの目的に反する行為により、本クラブ秩序を乱し、または本クラブの名誉・品位を著しく傷つけたとき ③規約その他会社の定めた諸規則に違反したとき ④会費または受講料その他の債務を滞納し、会社からの催告に応じないとき ⑤入会に際して会社に虚偽の申告をした、又は第 5 条に違反していることを故意に申告しなかったと判断したとき ⑥本クラブの施設・什器を故意または重過失により破損したとき ⑦その他、会員としてふさわしくない言動があったと会社が認めたとき 2. 前項による会員資格停止中の会員又は本クラブから除名された会員は、本クラブの施設を使用することが出来ません。	(除名) 第 2 0 条 1. <u>本クラブは、会員が次の各号の一に該当した場合は、当該会員を本クラブから除名することができます。</u> ①<u>第 4 条に規定する入会資格を満たさないことが判明したとき。</u> ②<u>第 1 6 条に規定する禁止行為があったとき。</u> ③<u>本規約等に違反したとき。</u> ④<u>第 1 0 条第 1 項に該当したとき。</u> ⑤入会に際して<u>本クラブに虚偽の申告をしたこと、または第 4 条に違反していることを故意に申告しなかったことが判明したとき。</u> ⑥本クラブの施設等を故意または重過失により破損したとき。 ⑦<u>他の会員等の第三者または本クラブのスタッフに対するストーキング行為、セクシュアルハラスメント等、公序良俗に反する行為があったとき。</u> ⑧<u>他の会員等の第三者との喧嘩、口論等のトラブルにより、他の会員等の施設利用または本クラブの円滑な施設運営を妨げたとき。</u> ⑨本クラブ内における宗教活動、<u>政治活動</u>、営業行為、その他本クラブの目的に反する行為により、本クラブの秩序を乱し、または<u>会社および本クラブの名誉・品位を傷つけたとき。</u> ⑩その他、会員としてふさわしくない言動があったと<u>本クラブが認めたとき。</u> 2. <u>本クラブは、前項各号に該当したことにより除名対象となった会員について、その行状および状況を鑑み、除名処分を猶予し除名勧告処分に留めることができるものとします。</u> 3. 会社は、<u>前条により会員資格を停止されている会員または第 1 0 条第 3 項もしくは本条第 1 項に基づき本クラブから除名された会員について、本クラブの施設の利用を一切認めないものとします。</u>
(資格喪失) 第 1 6 条 会員は次の場合にその資格を喪失します。 ①退会 ②死亡又は法人の解散 ③相当期間の資格停止にも拘わらず改善がみられないとき ④除名 ⑤運営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき <新第 2 1 条へ統合：参照> (退会) 第 1 1 条 6. 会員がその資格を喪失したときには、直ちに会員証を会社に返却しなければなりません。	(<u>会員資格の喪失</u>) 第 2 1 条 1. 会員は次の場合にその資格を喪失します。 ①退会 ②死亡または<u>法人会員における法人の解散</u> ③除名 ④<u>運営上重大な理由による本クラブの閉鎖または解散</u> 2. <u>前項各号の事由により会員がその資格を喪失したときには、当該会員は直ちに会員証を本クラブに返却しなければなりません。</u>

(会員資格の譲渡禁止等) 第 1 7 条 本クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為もしくは相続その他包括継承はできません。	(会員資格の譲渡禁止等) 第 2 2 条 本クラブの会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為<u>または</u>相続その他包括<u>承継</u>はできないものとします。
(入会金、年登録料、会費または受講料及び利用料) 第 1 8 条	<u>削除</u> ※新第 8 条へ移行。
(入会金、年登録料、会費または受講料および利用料等の改定) 第 1 9 条	<u>削除</u> ※新第 9 条へ移行。
(営業日および営業時間) 第 2 0 条 本クラブは休館日を 1 週につき 1 日間設けることができるものとし、各施設の営業日及び営業時間については別に定めます。ただし、休館日に第 2 3 条の休業日は含まないものとします。	(営業日等) 第 2 3 条 1. <u>本クラブの営業日、営業時間および定休日（以下「営業日等」といいます。）については別に定めます。</u> 2. <u>本クラブは、定休日を 1 週につき 1 日以上設けることができるものとします。但し、定休日には、第 2 6 条または第 2 7 条に定める営業の休止による休業日は含まないものとします。</u> 3. <u>本クラブは、必要に応じて営業日等を変更することができるものとし、その場合、本クラブの会員に対し、当該変更の 1 ヶ月前までに、書面によって通知するものとします。なお、一時的な営業時間の伸長または短縮等の変更については、本クラブの会員に対し、事前に本クラブ所定の場所に掲示する方法にて通知するものとします。</u>
<新第 2 4 条へ移行：参照> (施設の利用制限) 第 2 1 条 ※第 1 項は次欄にて 2. 会社は必要に応じて本クラブの施設の変更を行うことができるものとします。	(施設の変更) 第 2 4 条 1. <u>会社は、本クラブの運営または管理に必要と認めた場合、本クラブの施設の全部または一部を変更すること（以下「施設変更」といいます。）ができるものものとします。その場合、会社は、本クラブの会員に対し、当該施設変更の 1 ヶ月前までに、本クラブ所定の場所に掲示する方法にて通知するものとします。</u> 2. <u>前項の施設変更後について、会員の会費等の支払義務が縮減されることはないものとします。</u>
(施設の利用制限) 第 2 1 条 1. 会社は、競技会、スクール等の諸行事または本クラブの管理もしくはその他会社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、1 週間前までにその旨を告示します。但し、気象災害等これによって緊急を要する場合はこの限りではありません。またこれにより会員の会費または受講料の支払義務が縮減され、また停止されることはありません。 2. 会社は必要に応じて本クラブの施設の変更を行うことができるものとします。	(施設の利用<u>範囲</u>の制限) 第 2 5 条 1. <u>本クラブは、競技会、スクール等の諸行事、その他本クラブが運営上必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用<u>範囲</u>を制限すること（以下「利用範囲制限」といいます。）ができるものとします。その場合、本クラブは、本クラブの会員に対し、当該利用範囲制限を開始する 1 週間前までに、本クラブ所定の場所に掲示する方法にて通知するものとします。</u> 2. <u>前項の利用範囲制限により、会員の<u>会費等</u>の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。</u>
(会員以外の施設の利用) 第 2 2 条	<u>削除</u> ※新第 1 4 条へ移行。

(休業) 第 2 3 条 会社は、次の理由により本クラブの施設の全部または一部を休業することがあります。 1. 気象、災害等により会員にその災害が及ぶと会社が判断し、営業を不可能と認めたとき 2. 施設の点検、補修または改修をするとき 3. 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき 4. 年末年始等一定期間の休業、その他会社が休業を必要と認めるとき	(営業時間の変更および営業の休止) 第 2 6 条 1. 会社は、次の各号に該当する場合、本クラブの営業時間を変更または本クラブの営業の全部もしくは一部を休止することができるものとします。 ①施設の点検、補修または改修をするとき。 ②法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化等のやむを得ない事由が発生したとき。 ③年末年始等、その他会社が一定期間の営業の休止を必要と認めるとき。 2. 前項の場合、会社は、本クラブの会員に対し、原則として事前に通知するものとします。但し、会社は、前項第 3 号を除き、やむを得ない場合においては事前の通知を省略することができるものとします。 3. 第 1 項の営業時間の変更または営業の休止により、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。但し、第 8 条第 5 項但し書きの場合を除きます。
(施設の閉鎖・変更) 第 2 4 条 会社は、次の理由により本クラブの施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。 1. 気象、災害等により会員にその災害が及ぶと会社が判断し、営業を不可能と認めたとき 2. 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他会社経営上止むを得ざる事由が発生したとき	(不可抗力による営業時間の変更、営業の休止および閉鎖) 第 2 7 条 1. 会社は、火災、停電、電力制限、地震、津波、噴火、洪水、台風、雪害、高潮、戦争、動乱、暴動、騒乱、その他本クラブの責めに帰さない事象が発生した場合、本クラブの営業時間を変更、本クラブの営業の全部もしくは一部を休止または本クラブを恒久的に閉鎖することができます。 2. 前項の場合、会社は、本クラブの会員に対し、原則として事前に通知するものとします。但し、やむを得ない場合においては事前の通知を省略することができるものとします。 3. 第 1 項の営業時間の変更、営業の休止または閉鎖により、会員または第三者に損害が発生したとしても、会社および本クラブは一切の責任を負わないものとします。 4. 第 1 項の営業時間の変更または営業の休止により、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。但し、第 8 条第 5 項但し書きの場合を除きます。
(賠償責任) 第 2 5 条	削除 ※新第 3 2 条へ移行。
(禁止事項) 第 2 6 条	削除 ※新第 1 6 条へ移行。
(紛失物) 第 2 7 条	削除 ※新第 3 3 条へ移行。
(解散) 第 2 8 条 1. 会社は止むを得ざる事情による場合には、3 ヶ月前の予告をすることにより、本クラブを解散することができます。 2. 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。 3. 本クラブ解散の場合、会社は会員に対し、特別の補償は行ないません。	(解散) 第 2 8 条 1. 会社は、前条第 1 項の不可抗力による場合を除き、やむを得ない事情による場合には、本クラブの会員に対し、3 ヶ月前に書面によって通知することにより、本クラブを解散することができます。 2. 前項の場合、会社は、会員に対する特別の補償は行わないものとします。

＜新第 2 9 条へ移行：参照＞ （休会・休室および復帰） 第 1 0 条 1．会員は、疾病、その他やむを得ない事由で本クラブを 1 ヶ月以上利用できないと会社が認めた場合は、事前に会社が別に定めた期日までに、会社所定の書面により手続きを行ったうえで、月単位で本クラブを休会または休室することができます。但し、本クラブが休会、休室を実施しない場合もあります。 また、キャンペーンでの入会は、第 1 3 条に定める制限を受けるものとします。 ①休会・休室する会員は、別に定める休会料または休室料を支払うものとします。 ②休会・休室していた会員は、原則として併用割引等の特典を受けることはできません。 2．休会・休室していた会員は、休会・休室届記載の終了日経過後自動的に月単位で本クラブに復帰扱いとなります。その場合、復帰月から会費または受講料を支払うものとします。	（<u>休会等および復帰</u>） 第 2 9 条 1．会員は、<u>怪我、疾病等のやむを得ない事由により本クラブを 1 ヶ月以上利用できない場合で、利用する施設が休会または休室（以下「休会等」といいます。）の制度を設けているときに限り、休会等の手続きを行うことが出来るものとします。</u> 2．会員は、<u>翌月から休会等の制度を適用する場合は、本クラブが別に定めた期日までにその旨を本クラブに申し出るとともに、本クラブ所定の手続きを行わなければなりません。なお、本クラブが別に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、翌々月からの適用となるものとし、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。</u> 3．<u>休会等の制度は 1 ヶ月単位、最大 6 ヶ月の期間内で適用するものとし、休会制度を適用した会員は、本クラブが別に定める休会料を支払うものとします。</u> 4．<u>休会等の制度を適用した会員が、第 3 1 条に規定するキャンペーンにおいて入会した会員である場合は、同条第 2 項および第 3 項に定める制限を受けるものとします。また、本クラブが別に定める併用割引等の会員継続を前提とする特典を受けている場合は、その特典は消滅するものとします。</u> 5．<u>休会の制度を適用した会員は、申請時に指定した期間の満了後、休会の制度適用前と同様の契約内容で自動的に復帰するものとし、その場合、復帰した月から会費等</u>を支払うものとします。 6．<u>休室の制度を適用したスクール会員は、申請時に指定した期間の満了後、指定したクラスで自動的に復帰するものとします。</u> 7．<u>休室の制度を適用したスクール会員が、申請時に指定した期間の途中で復帰する場合または期間満了後に自動復帰する場合いずれにおいても、本クラブは、定員の都合により、当該スクール会員が申請時に指定したクラスに復帰することを保証するものではありません。</u> 8．<u>会員は、当初申請した休会等の期間満了の翌月以降も休会等を延長する場合は、本クラブが別に定めた期日までにその旨を本クラブに申し出るとともに、本クラブ所定の手続きを行わなければなりません。なお、本クラブが別に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、翌々月からの適用となるものとし、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。</u>
--	---

＜新第 3 0 条へ移行：参照＞ （退会） 第 1 1 条 1． 会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、会社が別に定めた期日までに、会社所定の書面により手続きを完了しなければなりません。（電話等による申し出は受け付けられません） なお、キャンペーンでの入会は、第 1 3 条に定める制限を受けるものとします。 2． 会費または受講料（休会・休室料を含む）、利用料等が未納の場合は、第 1 項の退会届の提出までに完納しなければなりません。 3． 会費または受講料は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。 ※未納退会に関する第 4 項・第 5 項は新第 1 0 条にて ※会員証の返却に関する第 6 項は新第 2 1 条にて	（退会） 第 3 0 条 1． 会員が本クラブの退会を希望する場合は、<u>本クラブが別に定めた期日（以下「退会届出期日」といいます。）までにその旨を本クラブに申し出るとともに、本クラブ所定の退会届を提出しなければなりません。</u> 2． 前項の退会届は、本クラブにおいて、<u>会員本人または本人からの正式な委任状を持参した第三者によって直接届け出なければならないものとし、本クラブはいかなる場合も、本人からの正式な委任状を持たない第三者による届出または電話、メール等による届出を受け付けないものとします。</u> 3． <u>退会は月の途中で行うことができず、退会届出期日までに退会を届け出た場合は、最短で翌月 1 日からの退会となるものとします。</u> 4． 前項の場合、会員は、<u>退会届を提出した当月までの会費等を支払うものとし、翌月以降の会費等は免除されるものとします。なお、会費等の未納がある場合は、退会届の提出までに完納しなければなりません。</u> 5． 会員は、退会届出期日を厳守しなければならないものとし、当該期日を過ぎてから退会を申し出た場合は、<u>翌々月の 1 日からの退会となるものとします。その場合、会員は翌月分の会費等を全額支払わなければならない</u>ず、これにつき、<u>会員は異議を申し立てないものとします。</u> 6． <u>退会を希望する会員が、次条に規定するキャンペーンにおいて入会した会員である場合は、同条第 2 項および第 3 項に定める制限を受けるものとします。また、本クラブが別に定める併用割引等の会員継続を前提とする特典を受けている場合は、その特典は消滅するものとします。</u>
＜新第 3 1 条へ移行：参照＞ （キャンペーンでの入会の注意点） 第 1 3 条 1． キャンペーンとは、入会時の入会金、年登録料、事務手数料、会費、受講料等の値引き（年間パスポートも含む）、その他商品の供与等の入会特典の提供のことを指します。 2． キャンペーンでの入会においては、6 ヶ月以上（年間パスポートは 1 年以上）の在籍が条件となります。 3． キャンペーンでの入会時は 6 ヶ月間（年間パスポートは 1 年以上）、休室、休会、会員種別の変更、退会はできません。 4． その他、キャンペーンにて定める会社の条件を遵守しなければなりません。	（キャンペーン特典での入会の注意点） 第 3 1 条 1． キャンペーン特典とは、入会時における、会費等の値引き、その他商品の供与等の特典を指します。 2． <u>入会時のキャンペーン特典は、6 ヶ月以上継続して利用することを適用条件とするものとし、キャンペーン特典を適用した会員は、本クラブがキャンペーンごとに定める条件を遵守しなければならないものとします。</u> 3． <u>キャンペーン特典を適用して入会した会員が、6 ヶ月以上の継続利用を満たさずに会員種別の変更、休会等、退会をする場合は、キャンペーン特典による値引き分（正規料金との差額）を支払わなければならないものとします。</u>

＜新第 3 2 条へ移行：参照＞ （賠償責任） 第 2 5 条 1．本クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について、それが会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は一切の責任を負わないものとします。また、会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、本クラブの施設、または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。 2．会員は紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。 3．親権者の同意を得た未成年者の会員は、当該会員の責に帰すべき原因による損害に対して親権者が連帯して賠償責任を果たさなければなりません。	（賠償責任） 第 3 2 条 1．<u>会員は、自己の責任において本クラブの施設等を利用するものとし、次の各号に掲げる事由により会員が受けた損害に対して、会社および本クラブはその損害賠償の責を一切負わないものとします。</u> ①第 1 6 条に規定する禁止行為をした場合 ②本クラブの指定または指導以外の利用方法で施設等を利用した場合 ③施設利用者間の喧嘩または口論等のトラブル ④その他本クラブの責めに帰さない事由 2．<u>会員は、本クラブの施設等を利用中に自己の責めに帰すべき事由により、本クラブ、本クラブのスタッフ、本クラブの施設等、他の会員または第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償の責を負うものとします。</u> 3．<u>本クラブは、会員が施設等の利用に際して生じた負傷、発病、盗難、紛失については、本クラブの責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切その損害賠償の責を負わないものとします。</u> 4．<u>第 1 項第 3 号のトラブルが発生した場合、その損害の有無にかかわらず、本クラブは一切関与しないものとし、当該会員は本クラブに対し相手方との仲介、調停等を求めてはならないものとします。</u>
＜新第 3 3 条へ移行：参照＞ （紛失物） 第 2 7 条 会員およびビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難についてはそれが会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は一切損害賠償の責を負いません。	（遺失物の取扱い） 第 3 3 条 1．<u>本クラブは、本クラブの施設内において、忘れ物、落し物等（以下「遺失物」といいます。）を拾得した場合は、会社の定める諸規程に基づき適切に取り扱うものとします。</u> 2．<u>会員は、本クラブの施設内において、遺失物を拾得した場合は、本クラブに届け出る義務を負うものとします。</u>

<新第34条へ移行：参照>

(個人情報の取扱い)

第31条

1. 会社は、会員の本人確認、入会後の会員に対する本クラブのイベント等の案内および通知、本クラブ利用料金の請求等に利用する目的で、入会申込みの際に以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を保有させていただきます。

①会員の氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、メールアドレス

②本クラブの利用に関して会員が使用する銀行口座番号、クレジットカードと番号

③運転免許証、パスポート、健康保険証等会員の身分を証明する書類の記載事項

④その他各種スクール等の受講および参加に伴う必要記載事項

2. 会社は、お客様からお預かりした個人情報を本社及び、各事業所にて共同利用させていただきます。

3. 会社は、以下のいずれかに該当する場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供いたしません。

①会員から予め同意をいただいた場合

②利用目的の達成に必要な範囲内において外部委託した場合

③統計的なデータなど会員個人を識別できない状態で提供する場合

④法令に基づき提供を求められた場合

⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、会員の同意を得ることが困難である場合

⑥公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員の同意を得ることが困難である場合

⑦国または地方公共団体などが法令の定める事務をするうえで、協力する必要がある場合であって、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

⑧上記2. に掲げる者（本社及び、各事業所）に対して提供する場合

4. 会員が次のことを希望される場合には、会社はご本人を確認させていただいたうえ、合理的期間ならびに範囲において対応させていただきます。

①会員がご自身の個人情報の開示を希望される場合

②会員がご自身の個人情報の訂正、追加または削除を希望される場合 ただし、個人情報の内容が事実と異なる場合に限りです。

③会員がご自身の個人情報の利用停止または消去を希望される場合 ただし、利用停止に多額の費用を要する場合及び法令に基づき保有している個人情報については、お申し出に応じられない場合があります。

※本条を1ページで収めるため右記へ

(個人情報の取扱い)

第34条

1. 会社は、会員が提供した会員情報のうち、会員の個人情報（個人情報保護関連法で定められた個人情報をいいます。）を、本規約、会社が別途定める『個人情報保護方針』および個人情報保護関連法にしたがって適正に管理します。

2. 会社は、会員から預かった個人情報を、会員の本人確認、会社または本クラブからの各種連絡・案内の送付（電子メールおよび郵送のいずれも含まれます。）、会員からの質問に対する回答の送付（電子メールおよび郵送のいずれも含まれます。）、および本クラブの利用料金等の請求に利用します。

3. 会社は、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示しません。

①会員本人の同意がある場合

②会員が希望するサービスを行うため、または利用目的の達成のために会社が業務を委託する業者に対して開示する場合

③法令に基づき開示することが必要である場合

4. 会員が本人の個人情報の照会・修正・削除等を希望する場合には、会社は、本人であることを確認の上、合理的な期間および範囲において対応します。

5. 上記4. 個人情報の開示・訂正・利用停止などに関するお申し出および個人情報に関するお問い合わせについては、次の手続きにより受け付けいたします。

【受付手続き】

下記窓口にお越しいただくか、郵送・電話・FAX・電子メールにてお申し出ください。なお、平日の午前9時30分から午後5時30分までとさせていただきます。

<受付窓口>

〒135-0063 東京都江東区有明3-7-18

有明セントラルタワー8階

スポーツクラブNAS株式会社 本社 総務グループ

電話番号 ：03-6858-7500

FAX番号：03-5530-3517

メー ル ：nasinfo@go.nas-club.co.jp

<ご本人または代理人の確認>

ご本人からのお申し出の場合には、ご本人であることを運転免許証、パスポート、健康保険証等の証明書類、住所・氏名・電話番号・生年月日などの弊社登録情報、および弊社登録電話番号へのコールバックなどにより確認させていただきます。代理人からのお申し出の場合には、上記に加え、代理人であることを委任状および印鑑証明書などにより確認させていただきます。

<新第35条へ移行：参照> (本規約その他の諸規則の改定) 第30条 1. 会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。 2. 前項の改定については、事前に施設内の所定の掲示場所に掲示することにより、会員に対し告知するものとします。 3. 会費の改定、営業時間の変更等、重要な改定については、1ヶ月前までに、会員に対し、書面により通知するものとする。	(本規約その他の諸規則の改定) 第35条 1. 会社は、本規約等その他本クラブの運営、管理に関する事項を<u>必要に応じて</u>改定ことができ、<u>その効力は全ての施設利用者に及ぶものとします。</u> 2. 本規約の改定のうち、会員にとって重要な改定については、改定後の規約の効力発生の1ヶ月前までに、<u>会員に対し、書面により通知するものとします。但し、当該変更は本契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、相当性を有し、また合理的な変更であるものに限ります。</u>
(通知予告) 第29条 本規約及び本クラブの諸事情に関する通知または予告は、本クラブ所定の場所に提示する方法により行います。 <新第36条へ統合：参照> (本規約その他の諸規則の改定) 第30条 2. 前項の改定については、事前に施設内の所定の掲示場所に掲示することにより、会員に対し告知するものとします。 3. 会費の改定、営業時間の変更等、重要な改定については、1ヶ月前までに、会員に対し、書面により通知するものとする。	(会員への通知) 第36条 <u>本クラブに関する会員への通知については、事前に本クラブ所定の場所に掲示する方法により行うものとします。但し、本規約で別途定める場合のほか、会費の改定、営業日等の変更等、その他重要な変更については、1ヶ月前までに、会員に対し、書面により通知するものとします。</u>
(本規約その他の諸規則の改定) 第30条	<u>削除</u> ※新第35条へ移行。
(個人情報の取扱い) 第31条	<u>削除</u> ※新第34条へ移行。
新設	<u>(通知の効力)</u> 第37条 <u>会社または本クラブは、会員宛てに文書等の通知を発信する場合は、会員から提出された最新の会員情報をもとに発信するものとし、その効力は当該会員情報に記載された住所への到達をもって発生するものとします。但し、発信された時点において当該会員情報が最新のものでなかった場合に限り、当該通知の発信をもってその効力が発生するものとします。</u>
(正本) 第32条 会社は、本規約を外国語に翻訳し、日本語と外国語との対訳形式で本規約を発行することができるものとします。但し、外国語との対訳形式による規約に於いて、日本語による規約と外国語による規約に不一致がある場合は、日本語版を正本とします。	(正本) 第38条 会社は、<u>必要に応じ</u>、本規約を外国語に翻訳し、日本語と外国語との対訳形式で本規約を発行することができるものとします。但し、外国語との対訳形式による規約に<u>おいて</u>、日本語による規約と外国語による規約に不一致がある場合は、日本語版を正本とします。
附則. 1. 本規約は2014年4月より発効します。	<u>附則</u> <u>本規約は2016年6月25日より発効します。</u>